

第1回畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時:令和3年5月20日(木)10:00～12:00

2 場所:WEB 会議

3 出席者

(1) 部会員

関澤部会長、河野副部会長、内山部会員、國重部会員、坂本部会員、竹延部会員、
中野部会員、中林部会員、三浦部会員、水木部会員

オブザーバー

全国消防長会 重田事業管理課長、農林水産省 林課長補佐

国土交通省 原口課長補佐、

(2) 事務局

消防庁 白石予防課長、千葉設備専門官、池田課長補佐、羽田野係長、中原技官、
笠水上事務官、田中事務官

4 配付資料

議事次第

資料1-1 消防用設備等に係る特例の適応状況

資料1-2-1 畜舎の実態調査①(委員限り)

資料1-2-2 畜舎の実態調査②

資料1-3 畜舎における消防用設備等の特例基準に関する検討課題

参考資料1-1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料1-2 検討部会委員名簿

参考資料1-3 規制改革実施計画(令和2年7月17日 閣議決定)(抜粋)

参考資料1-4 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案

参考資料1-5 特例が適用された事例(委員限り)

参考資料1-6 畜舎の消防用設備等に係る過去の消防庁通知

参考資料1-7 鶏舎・豚舎の実態(委員限り)

参考資料1-8 建築基準法、建築基準法施行令(抜粋)

参考資料1-9 平成6年7月建設省告示第1716号

参考資料1-10 平成6年8月26日建設省告示第1882号

参考資料1-11 畜舎に係る消防用設備等の設置基準

参考資料1-12 畜舎の火災統計

参考資料1-13 今後のスケジュール

5 議事

(1) 消防用設備等に係る特例の適用状況について

(2) 畜舎の実態調査について

(3) 畜舎における消防用設備等の特例基準に関する検討課題について

(4) その他

6 主な意見交換（○：部会員、△：オブザーバー、●：事務局）

(1) 消防用設備等に係る特例の適用状況について

○ ほとんどの畜舎が特例を適用しているので、今般、明確な基準として規定すべき内容を議論するという理解でよろしいか。

● お見込みのとおり。

(2) 畜舎の実態調査について・畜舎における消防用設備等の特例基準に関する検討課題について

○ 畜舎新法において、3,000 m²以上の木造畜舎の取扱いはどうなるのか。3,000 m²以上の木造畜舎を建設する要望が多くなってきている。この場合に屋外消火栓等の設置が必要となると、畜舎の建築にあたって障害となる。

● 特例基準については、出火の危険や出火した場合に他への延焼のおそれが少ない畜舎を想定した特例基準であることから、屋内消火栓、屋外消火栓については設置を要しないものとする方向性で検討することとしてはどうかと考えている。

△ 畜舎新法において、木造畜舎の 3,000 m²以上の取扱いは、建築基準法と同様の措置となる。つまり、3,000 m²を超える畜舎は木造では造れないということである。

○ 消防法では、消防用設備等である屋内消火栓設備や屋外消火栓設備は木造畜舎であっても、出火の危険や出火した場合に他への延焼のおそれが少ない等の場合は設置を要しないという方向で検討し、畜舎新法では、木造畜舎の場合は建築基準法と同様に制限があるという理解でよろしいか。

● お見込みのとおり。

○ 畜舎新法において、関連施設は具体的にどのようなものまで含まれるのか。

△ 作業のための執務用の居室や、管理用の居室は、関連施設として畜舎に含まれるものとして考えている。

○ 消防法においては、作業のための執務用な居室や、管理用の居室は、関連施設に含めることについて今後具体的に考えていくということによいか。

● お見込みのとおり。

○ 休憩所、宿泊所、事務所を特例の対象としてよいかは慎重に検討すべき。また、家畜の飼養の用に供する施設の建物の一部に設けられる関連施設については、従属しているものであるかを考えて判断すれば良いが、別棟の場合はどこまでを関連施設とすべきか検討が必要ではないか。

● 別棟として、事務所や就寝施設、多量の火気を使用する施設、不特定多数の者の利用する施設等が設けられる場合は、居室と同様の考え方により、別途考え方を整理することとしたい。

○ 畜舎の見学者のために飲食店等を設けた場合はどのように考えるか。

● 多量の火気の使用や不特定多数の者の利用があれば、別途の対策を整理していく必要があると考えている。

○ 養豚畜舎では、大部分を水処理施設が占める。水処理施設は建築物として考えるのか、工作

物として考えるのか。

- △ 個別の当てはめは特定行政庁の判断となるが、一般的には、工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものが建築物の定義であり、壁がなくても、屋根の空間の中に人が入ると予見されるものであれば建築物として扱われるものと認識している。
- 資料1-3に「既存の渡り廊下の基準を満たさない場合」という記載があるが、昭和50年消防令第26号において、建物と建物が渡り廊下で接続された場合に建物を別棟扱いするかについて、消防用設備等の観点から運用を示されているものがあると思うので、参考資料として追加してはどうか。
- 次回の検討部会の資料として追加させていただきたい。
- 豚舎では豚熱の予防が重要である。屋根付きの渡り廊下を設けることで、屋外に豚を出さないようにすることができるが、渡り廊下に関する規制等が厳しいと渡り廊下を設けることができず、豚を屋外に出さなくてはならない。豚の疾病を防止するために衛生の観点からも渡り廊下に関する基準の緩和について検討をお願いしたい。
- 豚を屋外に出したくないという運用実態があるということを確認した。渡り廊下を接続した場合の考え方は、延焼拡大するのか等が観点となってくる。現在の運用は全ての用途にあてはまる基準となっているが、延焼拡大しないことや人命危険が少ないこと等の畜舎の実態を踏まえた場合の運用基準について整理していくことも考えられるのではないかと。
- △ 畜舎新法においても、一棟として扱うのか、別の建物として扱うのかは防火上の措置を踏まえた上で検討しているところ。消防庁とも調整しながら進めていきたい。
- 畜産物の生産コストを下げる面からも、特例基準の検討はありがたいものであり、必要最低限の基準としていただきたい。鹿児島の畑灌用水は消防も利用することが出来るということだが、具体的に説明してほしい。
- 正式名称は、畑地灌漑用水といい、ダムから引かれている農業用水のことである。消防隊は専用のカップリングを取り付けて使用する。
- 畑灌用水のカップリングは全国で統一されたものか。
- 他の消防本部における実情は承知していないが、大隅肝属消防本部の管内においては共通のカップリングである。
- 全国の畜舎の周辺には畑灌用水が通っている可能性が高いと考えられるので、全国の消防においても使用することができるよう検討してほしい。
- 検討部会において、特例基準の検討だけでなく、畑灌用水の利用のような技術情報等を共有し、業界関係者の要望を踏まえながら全国の消防本部に情報提供していくことでよいか。
- 承知した。
- 北海道では寒冷のため、農業用水の利用は、凍結により使用することが難しい実態がある。
- 同一敷地内に畜舎等とその他の用途の建築物との切り分けの考え方を明確にしておく必要があると考える。
- ご意見を踏まえ、整理していきたい。
- 既に特例が適用された既存の畜舎については、今般検討する新たな基準は遡及適用せず、

引き続き現在の特例が適用可能ということでよいか。

- その方向で整理したい。
- 資料1-3の特例の対象とする畜舎の構造の条件については、新法と同様に階数が一であることとしているが、昭和54年11月27日消防予第229号通知の特例内容では、鉄骨造2階建てとなっている。畜舎の2階建てはあまり想定できないが、関連施設等の2階建ては想定できるのではないか。通知との整合性を考えながら、実態を踏まえて整理したほうがよいのではないか。
- ご意見を踏まえ、整理していきたい。

(3) その他

<特になし>

以上